

徴収猶予の特例制度に係る Q&A

問1 徴収猶予の特例とはどのような制度ですか。

新型コロナウイルスの影響で、事業等にかかる収入が、前年同期に比べて概ね 20%以上減少した場合に、無担保で納期限の翌日から最長 1 年間納付の猶予を受けられる制度です。猶予期間中、延滞金は加算されません。

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する住民税等に適用されます。

問2 事業等にかかる収入とは何ですか。

法人の収入（売上高）や個人の方の経常的な収入（給与収入、事業の売上、不動産賃料収入等）を指します。個人の方の一時所得などは、新型コロナウイルス感染症の影響で減少するものではないと考えられますので、事業等に係る収入には含まれません。また、法人の営業外収入も事業等に係る収入には含まれません。

問3 前年同期との収入の比較ができません。どうしたらいいですか？

昨年 1 か月あたりの平均収入か、令和 2 年 1 月以前の任意の期間と比較してください。

問4 制度が適用された場合は税金を払わなくてもいいですか。

制度が適用されても納税義務は消滅しません。猶予期限までに納付していただく必要があります。

問5 制度が適用された場合はいつまでに納付すればいいですか。

猶予期限までに納付してください。なお、猶予期限は令和 3 年度分の納期限と重なりますので、猶予期限に全額納付する場合は、一時の負担が大きくなる点にご注意ください。

問6 猶予期限までに納付できない場合はどうなりますか。

猶予期限の翌日から延滞金の計算が開始されます。また、猶予期限から概ね 1 か月後に未納分の督促状が発付されます。督促の期限までにお納めいただけない場合は、他の納税者との均衡上、財産等の調査や差押を行う場合があります。猶予期間中の分割での納付も可能ですので、ご相談ください。

問7 納付済みの住民税等も、申請すれば制度の対象となりますか。

納付済みの住民税等は、制度の対象にはなりません。

問8 申請書以外に必要な書類はありますか。

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること、一時に納税をおこなうことが困難であることが確認できる拳証資料（「売上帳」「現金出納帳」「給与明細」「預金通帳」など）のコピーの提出が必要です。さらに、猶予希望額が100万円以下の場合は「財産収支状況書」、猶予希望額が100万円を超える場合は「財産目録」と「収支の明細書」の提出が必要です。

問9 「申請書以外に必要な書類」を準備できない場合でも申請できますか。

原則、申請書以外に必要な書類も全て提出していただく必要がありますが、提出が困難な場合はご相談ください。

問10 複数の期の分をまとめて申請できますか。

徴収猶予の特例は、納期限の時点でその期別税額の納付が困難であることが要件のため、原則まとめて申請していただくことはできません。したがって、納期限が来る度に申請書と拳証資料を提出していただく必要があります。目安として、納期限の2か月前から申請をお受けいたします。

ただし、住民税の特別徴収など毎月納期限のあるものは、2か月分程度をまとめて申請していただくことができます。

問11 徴収猶予の特例を申請したいので、住民税の口座からの引き落としを止めたい。

口座振替日の1週間前（1期：6/23、2期：8/24、3期：10/26、4期：1/25）までに口座振替停止を希望する旨ご連絡ください。連絡が間に合わなかった場合でも、口座の残高が口座振替予定額未満であれば口座から引き落とされません。

制度適用後に口座から引き落とされた場合は、還付に関する通知を送付いたします。
※入金までに1か月程度かかる場合がございます。

問12 税務署など他の行政機関で、既に猶予特例の申請をしましたが、改めて申請する必要がありますか。

改めて申請が必要です。ただし、近接した時期に他の行政機関に提出した申請書がある場合は、そのコピーをもって、申請書の「2 猶予の計算」（1）から（4）までの記入を省略することができます。

また、税務署や年金事務所から猶予特例許可が出た場合は、その許可通知書のコピーを「申請書以外に必要な書類」の代わりとすることができます（申請書と許可通知書のコピーのみご提出いただければ結構です）。